

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○保安林の指定の予定 (森林整備課)	一
○保安林の指定の解除の予定(二件) (同)	一
○保安林の指定実施要件の変更 (同)	二
○海岸保全区域の指定(二件) (水産業基盤整備課)	二
○海岸保全区域の変更 (同)	三
○海岸保全区域の廃止 (同)	四
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定(二件) (同)	四
○道路の区域変更 (道路課)	四
○道路の供用開始 (同)	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所)	五
公 告	
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (管財課)	六
○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課)	八

## 告 示

○宮城県告示第七百三十五号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年七月二十七日

一 保安林予定森林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字牛ノ鼻木一九、二一(次の図に示す部分に限る。)、二三の一、二六、二七の一、二九の一、三〇の一、三一の二、三二の二、三四、三五、三六の一、三七の一、三七の五、三九の一、三九の四、三九の六、四一の一、五七の一、五八の一、六〇の二から六〇の七まで、六八の一、三二の二地先・三四地先・三九の六地先(以上三筆地先について次の図に示す部分に限る。)、三〇の一地先・三九の六地先(以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。)、字招又四七、四八の二、四八の三

### 二 指定の目的

潮害の防備

### 三 指定実施要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び七ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○宮城県告示第七百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年七月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

#### 一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字林一七七の八

#### 二 保安林として指定された目的

魚つき

#### 三 解除の理由

指定理由の消滅

#### ○宮城県告示第七百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を





○宮城県告示第七百四十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により昭和六十二年宮城県告示第九百九十三号（海岸保全区域の指定）で指定した次の海岸保全区域は、廃止する。

平成三十年七月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指 定 区 域
沿岸名	漁港名	
三陸南 沿岸	馬場漁 港海岸	馬場地 区海岸
		基点(A)点 本吉郡歌津町馬場一三九番地南西角の標柱の点 (イ)点から一〇メートルの地点 (ロ)点から二五メートルの地点 (ハ)点から三二メートルの地点 (ニ)点から三七メートルの地点 (ホ)点から七〇メートルの地点 (イ)の各点を順次結んだ線により囲まれた区域

○宮城県告示第七百四十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である南三陸町長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成三十年七月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指 定 区 域
沿岸名	漁港名	
三陸南沿 岸	館浜漁港	館浜地区
		平成三十年七月二十七日宮城県告示第七百四十号により海岸保全区域として指定した本吉郡南三陸町館浜地区の館浜漁港海岸保全区域のうち館浜漁港区域に接する区域

○宮城県告示第七百四十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である南三陸町長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成三十年七月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指 定 区 域
沿岸名	漁港名	
三陸南沿 岸	ばなな漁 港海岸	名足・馬 場地区海 岸
		平成三十年七月二十七日宮城県告示第七百四十一号により海岸保全区域として指定した本吉郡南三陸町名足地区のばなな漁港海岸保全区域のうちばなな漁港区域に接する区域

○宮城県告示第七百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年七月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 釜谷大須雄勝線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の延長 (メートル)	備 考
前	後	前	後		
石巻市雄勝町立浜字立浜百二十一番地 先から	同市同町立浜字天神八十一番地先まで	三・八 一八・四	五・〇 四五・六	三七五・〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		三・三 九・〇	四〇・〇	四〇〇・〇	
				四〇〇・〇	

○宮城県告示第七百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年七月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	釜谷大須雄 勝線	石巻市雄勝町立浜字立浜百二十一番地先から 同市同町立浜字天神八十一番地先まで	平成三十年 七月二十七日

○宮城県告示第七百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、迫川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成三十年七月二十七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 徳 光

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
平成三十年七月一日	千葉 敏彦	登米市米山町中津山字筒場塚二百五十四番地	理事
平成三十年七月一日	星 信悟	登米市南方町大西二十一番地	理事
平成三十年七月一日	高崎 好一	登米市米山町中津山字の場九番地	理事
平成三十年七月一日	門間 富士雄	登米市豊里町上谷地五十九番地二	理事
平成三十年七月一日	遠藤 憲一	登米市南方町中須崎百六十二番地一	理事
平成三十年七月一日	渡邊 幸作	登米市南方町堂地四十三番地	理事
平成三十年七月一日	木村 忠市	登米市米山町中津山字六軒屋敷六十三番地二	理事
平成三十年七月一日	泉 敬志	登米市米山町西野字新町五番地	理事
平成三十年七月一日	石崎 琇一	登米市米山町中津山字西千貫二百六十四番地	理事
平成三十年七月一日	三塚 正恵	登米市迫町新田字山ノ神六十八番地	理事
平成三十年七月一日	遠藤 富士男	登米市迫町北方字飯屋二十八番地	理事

二 退任した者

平成三十年七月一日	千葉 輝義	登米市迫町北方字鼠田十七番地	理事
平成三十年七月一日	千葉 哲夫	登米市南方町峯四番地二	理事
平成三十年七月一日	渥美 光行	登米市米山町西野字中町五十八番地	理事
平成三十年七月一日	佐藤 邦彦	登米市南方町茶臼森前五十七番地	監事
平成三十年七月一日	佐藤 秀夫	登米市米山町中津山字柳測二十四番地	監事
平成三十年七月一日	高橋 充	登米市迫町新田字倉崎百二十六番地	監事

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成三十年六月三十日	千葉 敏彦	登米市米山町中津山字筒場塚二百五十四番地	理事
平成三十年六月三十日	星 信悟	登米市南方町大西二十一番地	理事
平成三十年六月三十日	佐藤 養一	登米市米山町西野字上小路前百十三番地	理事
平成三十年六月三十日	村田 則顕	登米市南方町後屋敷待井九十二番地	理事
平成三十年六月三十日	高崎 好一	登米市米山町中津山字の場九番地	理事
平成三十年六月三十日	門間 富士雄	登米市豊里町上谷地五十九番地二	理事
平成三十年六月三十日	遠藤 憲一	登米市南方町中須崎百六十二番地一	理事
平成三十年六月三十日	渡邊 幸作	登米市南方町堂地四十三番地	理事
平成三十年六月三十日	木村 忠市	登米市米山町中津山字六軒屋敷六十三番地二	理事
平成三十年六月三十日	泉 敬志	登米市米山町西野字新町五番地	理事
平成三十年六月三十日	佐藤 栄吾	登米市迫町北方字峯百四十番地	理事
平成三十年六月三十日	三浦 市男	登米市迫町北方字小田八十六番地	理事

平成三十年六月三十日	石崎 琇一	登米市米山町中津山字西千貫二百六十四番地	理事
平成三十年六月三十日	三塚 正恵	登米市迫町新田字山ノ神六十八番地	理事
平成三十年六月三十日	遠藤 富士男	登米市迫町北方字飯屋二十八番地	監事
平成三十年六月三十日	佐藤 邦彦	登米市南方町茶臼森前五十七番地	監事
平成三十年六月三十日	佐藤 秀夫	登米市米山町中津山字柳測二十四番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年七月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 合同庁舎電話交換設備賃貸借 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 平成三十一年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで
  - 4 履行場所 宮城県柴田郡大河原町字南一二九一ー一ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てを

なされなかつた者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に内線三百回線（容量）以上の電話交換設備貸借契約を履行した実績を有する者であること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、宮城県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五）へ平成三十年八月十七日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先  
〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県総務部管財課調整班（担当 根井 ちさと 電話〇二二二二二一三三三五）

3 書面による入札説明書及び仕様書の交付期限 平成三十年八月二十二日（水）午後五時まで。  
ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成三十年八月十七日（金）まで2宛て申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年八月二十日（月）午前九時から平成三十年八月二十四日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年八月二十日（月）午前九時から平成三十年八月二十四日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成三十年九月三日（月）午前九時から平成三十年九月七日（金）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成三十年九月七日（金）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成三十年九月十日（月）午前十時 宮城県行政庁舎十八階 一八〇一会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

亀山 美祐紀

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Lease for telephone switchboard in godochosha (government) buildings (1 set)
- 2 Period of Implementation : From April 1, 2019 to March 31, 2025
- 3 Location of Implementation : 129-1 Aza-Minami, Ogawara-machi, Shibata-gun, Miyagi and other locations
- 4 Location and Deadline for Bid Submission : September 7, 2018 (Fri.), 5 : 00 p.m. General Affairs Section, Property Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government
- 5 Location and Date of Bid Selection : September 10, 2018 (Mon.), 10 : 00 am. Conference Room 1801, 18th floor of Miyagi Prefectural Government Building
- 6 Contact Information : Chisato Nei, General Affairs Section, Property Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-2351

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年七月二十七日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 東松島市大塩字山崎十二番十

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称
- 東松島市大曲字堺堀五十七番地十三 シャト

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

レークリユ菴番館百二

亀山 明宏